

要インフラが一たびサイバー攻撃によりダメージを受けた場合、国民生活に甚大な影響が生じることも懸念されますことから、これを安定的に利用するための情報セキュリティの確保は国家の根幹にかかわる重要な課題であると思います。

このような問題意識の下、党として情報セキュリティ政策の強化について検討を重ね、去る五月三十一日に党としての提言をまとめたところでございます。(資料提示)

また、我が国の経済損失という観点から見ても、二〇〇六年から二〇一〇年まで情報セキュリティ事案によって毎年一千億を超える損害賠償が発生しており、看過できない問題であると思います。また、昨年は、防衛関連企業、そしてこの衆参両院を含めてサイバー攻撃の被害を受けるなど、大きな社会問題にもなりました。

総理は、この問題に関連して、昨年十一月一日と二日、参議院の本会議において答弁をなさっておられますが、どちらかといえば犯罪捜査や取締りに力点を置いていたような答弁に見受けられました。もちろん犯罪捜査や厳正な取締りというものは必要不可欠でありますけれども、一般企業等にとりましてみれば被害を未然に防止するための防衛策が非常に重要であり、そのための各種政策や人材育成、それから技術開発といったものがどうしても必要だと思えます。

委員長(柳田稔君) 関連質疑を許します。吉

川沙織君

吉川沙織君 民主党の吉川沙織です。どうぞよろしく願います。

本日は、国民の安心、安全を守るという観点から、情報セキュリティ確保、そして防災行政についてお伺いしたいと思います。

スマートフォン急速な普及など、情報通信技術は今や国民生活に不可欠なものとなっています。さらに、電力、ガス、航空、鉄道といったインフラも今やICTで全て制御されており、これら重

政府全体を束ね、そして我が国の社会経済全体の発展に責任を負う総理としての認識をお伺いいたします。

内閣総理大臣（野田佳彦君） 吉川委員におかれましては、党のワーキングチームの座長として本場に意見集約にお骨折りいただきましたことを感謝申し上げます。

現在の社会経済活動は情報通信技術に大きく依存しております。安全で信頼できる情報通信システムは、社会経済活動を支える基盤として大変重要なものとなっております。

政府では、情報セキュリティの確保が、国家の安全保障、危機管理上はもとより、経済政策上も重要な課題であると認識をしています。官民連携による重要インフラ防護対策や情報セキュリティに精通した人材の育成などの施策を進めているところでございますが、今、吉川委員御指摘のとおり、企業が安全にビジネス展開できる基盤を整備するためにも、情報セキュリティ政策をしっかりと進めていく所存でございます。

吉川沙織君 社会保障と税の一体改革の議論、これから会期末に向けて佳境を迎えることになると思います。でも、この中で、消費税を上げる議論という一方で、経済成長は必要不可欠であると思います。企業が安心してビジネス展開や拡大ができるためにもやはりこの方策は大事だと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

さて、今月、六月一日のニューヨーク・タイムズ紙によれば、米国とイスラエルはブッシュ政権時代の六年前からイランに対してサイバー攻撃を行っていたと報道しており、現在、大きな問題となっております。通常、重要インフラはインターネット接続から切り離して運用されていますが、今回の事案では、その独立したシステムがスタックスネットというウイルスにより攻撃されたと見られており、先日、イスラエルの国防相はサイバー攻撃を行っているかと認めています。

事実関係として、日本に対し、日本に攻撃する意図を持って同様の、すなわち情報窃取型ではなく重要インフラ破壊型の攻撃が来たことは確認できているかどうか、官房長官にお伺いします。

国務大臣（藤村修君） 重要インフラ事業者の制御システムがサイバー攻撃を受けて障害が発生したという事実はございません。

我が国政府に対しては不審メールによる標的型のサイバー攻撃がなされておりまして、これによるウイルス感染の事例については、中央省庁では一昨年度は三省庁、昨年度は八省庁、内閣官房情報セキュリティセンターに報告をされているものです。

政府において、今後とも、内閣官房を中心に各府省庁の間の連携を密にするとともに、官民連携

して、政府機関、そして重要インフラ事業者等における情報セキュリティ対策に万全を期してまいりたいと思えます。

吉川沙織君 昨日の報道ですけれども、経済産業省所管の独立行政法人においてPCウイルス感染による情報流出事案が報道されております。この詳細について経済産業大臣に報告があったのはどの時点で、最終的な情報の流出先というのは特定できているのかわかりませんが、お伺いいたします。

国務大臣（枝野幸男君） 今回の件、大変遺憾でございますが、この件についての詳細な調査結果については、六月八日、当該法人から保安院に対して報告書が提出され、それが私のところにも報告されております。その報告によりまして、国益に関したりあるいは安全に関するような重要情報は流出していないということでございますが、流出先については残念ながら特定できておりませんが、吉川沙織君 実はこの事案、報道発表、最初に

されましたのが五月二日で、今度その当該法人から報道発表されましたのが六月十一日ということですから、実に一か月間、最初の報道発表では流出はしていないということが報道されていまして、やはりその間、流出しているか、していないかたも分からなかった。そして、どこに流出しているか最終的な流出が分からないということは国外にも漏れているという可能性は排除できない

と思います。この問題の特徴はここにあると思っています。

サイバー攻撃は、先ほどイランの事例を取り上げましたけれども、もはや国家間の残念ながら戦争の手段として用いられる時代になってきていると考えますが、我が国がこの問題に対峙するとき国民をこのサイバー攻撃から守る体制はできているのか、この問題に対する防衛大臣の御所見をお伺いします。

国務大臣（森本敏君） 先生御指摘のように、我が国に対するサイバー攻撃というのが広範に及んでいるということは、国の防衛にとって極めて深刻な問題であると受け止めております。ただ、防衛省・自衛隊が直接のサイバー攻撃を受けたという事例はありませんが、先生先ほど御指摘のように、既に防衛関係の企業が情報を不法に入手するという目的でサイバー攻撃を受けた事例は確かに報告されており、承知しております。

自衛隊としては、まず国民の安全を守る自衛隊がかかるサイバー攻撃を受けるなどというようなことはあってはならず、したがって、既に平成二十年から自衛隊の中に自衛隊指揮通信システム隊という組織をきちっとつくってこれに対処しておりますが、なおサイバー攻撃に対してどのように今後有効に対処できるのかということについて鋭意検討し、対策を進めているところでございます。

以上でございます。

吉川沙織君 二〇一二年四月二十三日の参議院外交防衛委員会での当時の外務副大臣は、「外務省が電子的に保有しております情報で秘密保持が重要なものについては、外部と接続されているネットワーク上には置かれておりません。」と答弁されておりますが、現在においても同様の措置としておられると思いますが、外務大臣にお伺いいたします。

国務大臣（玄葉光一郎君） おっしゃるように、オープンLANでは機密性の高い情報を保存することを禁止しております。

吉川沙織君 先ほど引用いたしましたイランに対するサイバー攻撃事案についても、外部と接続されていない制御システムがネットワーク攻撃されていることから、各省の秘密保持に関する情報それから重要インフラ事業者等が保有する制御システムについても警戒を強めていかなければならないと考えます。

さて、四月二十六日に開催されました政府の情報セキュリティ政策会議において外務大臣は、「外務省としてあらゆる検討を行った結果、この問題については、基本的には、サイバー空間にも従来の国際法が当然適用されるとの立場を取るのが適当と考える。」と述べていらっしゃいますが、この趣旨について簡潔にお伺いいたします。

国務大臣（玄葉光一郎君） 法の支配というのは普遍的な価値だと私は思っていますが、それを国際社会で支えているのはまさに国際法。この原理原則が崩れたときに起きる混乱といったものを考えますと、やはりサイバー空間においてもこの国際法がやはり適用されるといふふうに考えるのが原則だと。

ただ、何を具体的に、どのような国際規範をどのような状況の中において適用するのかということについては引き続き検討していかなきゃいけないし、もう一言だけ言うと、やはりG8外相なんかでもこれは大事なテーマになっていきます。アメリカともサイバー協議しています。インドとも今やり始めています。アジアではこの問題でしっかりとリードしていけるように、最低限でもアジアではしていきたいというふうに考えています。

吉川沙織君 これらの問題に対しましては、現在内閣官房情報セキュリティセンター、NISCを中心として、総務省、経済産業省、防衛省、警察庁の関係省庁が協力するという体制の下で一定の成果は上げているものの、どうしても縦割りの側面があることは否めないと思います。経済国家、IT国家である日本がその成長力を失わないまま、一方で、安全保障面にも目配りを怠らないというバランスが求められるからこそ見える形で政務が関与する必要があると思いますが、官房長

官お願いします。

国務大臣（藤村修君） 今おっしゃったN I S Cは官房に設置されていますが、その上にはいますか、内閣官房長官ほか五名の閣僚、それから六名の民間有識者を構成員とする情報セキュリティ政策会議というものを置いているところであります。

情報セキュリティ政策が現代社会において国家の安全保障、危機管理上、また経済政策上の重要な課題と認識しております。政務の関与と今おっしゃいました。その在り方についても、今後更にどのような対応が可能か、御意見を踏まえながら検討していきたいと思えます。

吉川沙織君 今、情報セキュリティ政策会議の構成員、閣僚は五名という御答弁をいただきました。ただ、外務大臣はこの二回、正式な構成員ではなくて、必要があれば出席ができるという形になっていますけれども、そこでちょっと総理にお伺いしたいと思います。

去年十月七日の政府の情報セキュリティ政策会議において、「外交において、各国はトップレベルから情報セキュリティについて強いメッセージを発信している。我が国も、日本が有する技術の信頼性の高さについて、トップレベル外交で情報政策の心構えを世界に向けて発信し、それを実現する体制を構築することが重要である。」という

指摘があった会議の後、外務大臣も参加なさっております。

だから、政治が表に出て、顔が見える、そういう発信を日本としてやっていかなければならないからこそ政治レベルでの専担の責任者が必要ではないかと考えますが、総理の御所見、少しお伺いしたいと思います。

内閣総理大臣（野田佳彦君） 先ほどの質疑を聞いておまして、改めましてその重要性というものをしっかり把握をさせていただいたつもりでございますので、今の御指摘を踏まえた対応をしていきたいと思えます。

吉川沙織君 今、どちらかといえば政治の側の話をしましたけれども、この問題に関しては国民各層の知識も上げていかなければならないという問題がございます。例えば、それぞれ皆さんお持ちのパソコンにアンチウイルスソフトを入れていても、それは日々アップデートをしなければ新種のウイルスには対処をすることができない、そういう状況がございます。

一方で、我が国を代表するような高度なセキュリティ人材を育成していくことも重要であり、大学にもその役割が求められていると思えます。ただ、この世界、日進月歩ですから、一つの大学一つの学部でも対応できる、そういう状況ではないと思いませんので、我が国の高等教育の在り方につ

いて文科大臣に簡潔にお伺いいたします。

国務大臣（平野博文君） 人材ということでございますが、吉川さんがおっしゃられましたように、まさにこの高度情報社会というのは、技術の進歩というのは日進月歩でございます。そういう意味で、そのことを十分に技術的な観点また法律的観点、トータルな観点からそれを取り扱う人材養成というのが非常に大事であると、こういうことでございます。今、大学においてその専門的な知見を持つ、そういう教育をこれから充実強化をしていかなきゃならないと、かように思っております。

特に、クラウドとか、こういう概念で入ってきますと、今まではディフェンスを中心にしておりましたけれども、ディフェンス以上に攻撃が有利であると、こういう今状況でございますから、その辺、トータルにどうやるべきかという、そういう人材を育てていきたいと、かように思います。

吉川沙織君 これまではどちらかといえば国家の重要インフラが攻撃をされて国民の生活が危機にさらされる、そういう観点からお伺いをいたしましたけれども、ここからは国民の生命、身体にかかわる防災行政についてお伺いしたいと思います。

内閣府の国民生活に関する世論調査において、政府に対する要望という項目がございます。その

中で、防災と回答した割合の推移を取って見ました。ほかの項目に比べずっと低調に推移しています。ただ、昨年の調査におきましては、東日本大震災の発生を受け二四・九%まで上昇しておりますが、それでもやっぱりほかの項目に比べれば随分低いという状況です。これは、決して防災体制がそれぞれのお住まいの地域で整っているからというわけではなく、これは意識の問題だと思えます。

実際に災害に遭遇した自治体においては、質量共に高めていかなければならないという観点で対応が進むことになると思います。ただ、そこから遠い自治体においては、やはりどこか遠いところで起こっているという感覚に陥ってしまい、いざ災害が発生したとき想定外だったというせりふになって表れてくるというようなこともあります。だから、自らの自治体の防災体制が十分であるかの見直しが恒常的に行われなければなりません。そして、それは防災部局だけではなく全庁的に行う必要があると思います。このことについて、一般論としては誰も反対しないと思います。しかし、実際にはこのような認識に基づいて行政運営がされているかどうか、人員も予算も少ないのが現状であると思います。東日本大震災が発生し、防災に対する意識変化が見られる今こそ、国として防災意識が高まる方策を打つべきではないかと考え

ますが、総理の御見解、お伺いいたします。

内閣総理大臣（野田佳彦君） 御指摘のとおり、東日本大震災という未曾有の大災害の発生を受けまして、国民一人一人の防災意識を高めることの重要性が改めて認識をされているというふうに思います。実際に東日本大震災の発生時には、過去の災害教訓に基づく防災教育や避難訓練により適切な避難行動を取ることができた事例もございました。地域住民が助け合って避難所を運営した事例も報告をされております。

今後は、このような災害教訓の伝承、そして様々な機会を通じた防災教育、訓練等を通じ、国民一人一人の自助及び身近なコミュニティー等による共助の意識を高めるための取組等を推進するなどの国民の防災意識を高めてまいりたいと思えます。

吉川沙織君 防災意識を高めると同時に、現状をまず把握する必要があるのではないかと思っています。例えば、どんなに優秀な職員の方でも事務処理量には限界があります。したがって、災害対応時の職員の数も意識しなければ、仮に質の向上が図られたとしても物理的に対応することができません。

それでは、どのような支援や対策を国が打っているのか。昨年十一月四日の災害対策特別委員会において、防災担当大臣は、「市町村の防災体制

については、必ずしも十分に把握できているというふうな状況ではないというふうに思います。」「と御答弁されていますが、これ調査をするおつもり、ございませんでしょうか。

国務大臣（中川正春君） 詳しく調査はしていきたいというふうに思っております。同時に、教育という意味で専門家をやっぱり地方自治体に育てるということ、これも併せて頑張っていきたいと思えます。

吉川沙織君 では、各地方公共団体において、消防費ではない防災に関する予算が毎年度どの程度確保されてきているのか、その状況を把握されているのか、総務大臣にお伺いいたします。

国務大臣（川端達夫君） お答えいたします。二十二年度の市町村に係る決算統計に基づいてのお話でありますけれども、今御指摘のような部分でいいますと、消防本部、消防団に係る経費とそれから市町村防災会議、地域防災計画の作成に係る経費が消防費という形で区分されずに計上されております。全体として総額は一兆六千三百六十一億円であります。

公共団体の防災の現況、今委員御指摘のようなものをしっかり把握することはこの東日本大震災を踏まえて極めて重要なことであるというふうに思っておりますので、委員の御指摘も踏まえながら、昨年末の地域防災計画の見直し、あるいは非

常用備蓄物資の購入等に要する経費などに係る市町村予算について調査する方向で取り組んでまいりたいと思っております。

吉川沙織君 今御答弁ございました決算統計把握ですが、例えば、今平成二十二年度のものを引用なさいました。平成二十二年度市町村決算における歳出総額に占める消防費の割合はたった三・一％です。この中には火災対応や救急関連経費などが入っておりますことから、僅か三・一％の中で防災関連の経費にどの程度振り向けられているかということ、非常に少ないと予想されます。そういった現状を直視するためにも、今調査をしていきたいという御答弁ございましたので、是非調査をお願いしたいと思います。

東日本大震災においては、災害対応の拠点となる市町村庁舎、そして消防庁舎など、施設そのものが被災をし、多くの方が犠牲になられるとともに、市町村の災害対応の機能が一時的に喪失若しくは著しく低下をするという事態が発生することになりました。

地方公共団体は災害時であっても継続しなければならぬ業務を抱えていることから、大規模災害時においても業務が適切に継続できる体制を整えなければなりません。本年三月に公表された「地方自治情報管理概要」によりまずと、全庁的な業務継続計画、BCPの策定済団体について、

市区町村はたった四・三％です。つまり、ほとんどの自治体において業務継続体制が整っていません。

一方、二〇一〇年四月、これ震災前ですけれども、内閣府から、「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」が策定されていますが、東日本大震災の教訓を踏まえ内閣府の手引きを見直す必要があるかないか、お願いいたします。

国務大臣（中川正春君） 御指摘のように、BCP、大変重要な課題であると思っております。

二十二年の四月に、地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説、これがあるんですが、改めて見直していきます。そして、しっかりとした形でBCP、浸透していくように、これも頑張っていくしたいと思います。

吉川沙織君 是非、東日本大震災の反省を踏まえた形で手引きを見直していただきたいと思っております。

この手引きを見直していただくことはもちろん必要でございますけれども、一方で、二〇一〇年四月の内閣府、消防庁の調査によりますと、業務継続体制が市区町村で整っていない理由について、どついつものが述べられているかといいますと、この必要性について庁内で議論がされていない、若しくは必要な人員や人材がないからとされて

います。本年三月公表調査において、今後も業務継続計画の策定予定がないと回答している団体数は都道府県で五団体、市区町村で一千四百一十一団体にも上っております。

我が国は、東日本大震災で地方公共団体の機能喪失事態に向き合っているにもかかわらず、策定予定をしていない団体がこんなにも多いということについて強く働きかけをしていくべきではないかと思いますが、防災大臣、いかがですか。

国務大臣（中川正春君） 私も同じ問題意識を持っておりまして、改めて、それぞれ市町村、県そしてまた民間団体もそうなんです、協議会をそれぞれ地域で持っていくながら、そんな中でこの業務継続計画というものについてもしっかりとした浸透をさせていくということ、具体的に計画を進めていきたいというふうに思っております。

吉川沙織君 これまで総務委員会や災害対策特別委員会でも質疑をしてきたんですけども、例えば、避難勧告の策定基準ができない、それから今回の業務継続計画が策定できない、これは人員や予算の問題もあります。それから、策定の仕方が分からないという、そういう回答結果も多ございますので、それは国が助言、指導、そして必要な財政措置を行う、そういう形で是非リーダーシップを取ってやっていただきたいと思います。

さて、東日本大震災では、津波により自治体が

保有する住民情報が逸失する事態が発生をしました。災害からの円滑な復旧を進めるため、また被災者の生活再建を支援するためには、災害が発生しても住民情報が保全されることが求められます。東日本大震災を機に、先ほど御答弁がございましたけれども、自治体クラウドを導入しようとする動きが広まりつつあります。確かに、住民情報の逸失を防ぐ手段の一つの方策として自治体クラウドの導入は考えられることだと思います。しかし、自治体クラウドを導入する、しないの前に、そもそも多くの自治体において様々な住民情報が紙でしか保存されていないとされます。

道路、河川、農道、林道、公有財産など、行政が保有する台帳についても電子化が進んでいないという現状をパネルにしてみました。情報の電子化やデータベースアップが遅れているこれらの分野では、津波による被害で多くの庁舎等が流失、破壊をされたため、住民生活にかかわる多くの基本データが失われました。これまでは、災害が発生しても自治体の行政機能が喪失することは想定されてこなかったですが、東日本大震災では実際にそのような事態に陥ってしまいました。

そこで、行政機能が喪失する可能性があることを想定し、まずは住民情報や各種台帳の電子化を強力に推進するべきと考えますが、総務大臣の御

見解をお伺いいたします。

国務大臣（川端達夫君） 委員御指摘のように、いわゆる重要なデータでまだ紙であるという部分が残っております。御指摘のとおりでございます。住民基本台帳は一〇〇％電子化されておりますけれども、固定資産税台帳についてはまだ一七％紙であると。当然ながら、東日本大震災の教訓も踏まえまして、電子化すること、それからバックアップ体制を取ること、そして、委員御指摘のようにそれをクラウド化すること、この三つがどうしてもセットが必要であろうというふうに思っております。

そういう意味で、この被災県においてのクラウド化に関しては財政的な支援する仕組みをつくりましたけれども、こういうことを踏まえ、技術的な助言、支援、そして財政的な支援が今の三点においてしっかり進むようにこれからも支援をしてまいりたいと思っております。

吉川沙織君 今総務大臣からバックアップの必要性について御答弁いただきましたけれども、今後その発生切迫性が指摘をされております東海、東南海、南海の三連動地震、こういったことが発生した場合、それぞれ被災の少ない地域で、例えば中央省庁のデータも含めて、バックアップの在り方というものを強力に検討していく必要性もあると思いますが、防災担当大臣の御所見、簡潔

にお伺いします。

国務大臣（中川正春君） そうした問題意識を持って検討会議の中のプロジェクトのチームをつくりまして、このバックアップとそれから情報関連、これをトータルで総合的に見直していくことという作業を今始めております。

吉川沙織君 なお、これらの課題に関連いたしまして、地理情報システム、GISの整備も課題の一つになっていきます。

このGISについて、政府において本格的な取組が始まりましたのは阪神・淡路大震災における反省等がきっかけとされています。GISは、災害時には救出活動、被害認定調査、罹災証明、生活再建などに活用され、大きな力を発揮されているとされていますし、今回の東日本大震災でも、整備が終わっているところではかなり活用されて迅速な罹災証明の発行にもつながっています。

ただ、行政が保有する各種台帳のデジタル化は先ほど御覧いただきましたとおり、まだまだ進んでいないという実情がございます。ですので、これを活用した整備が十分に必ずしも進んでいないというのが残念ながら現状でございます。

また、地方公共団体において既にGISを活用している部署がありますが、中央省庁の縦割りの影響もあり、各部署が特定の用途に利用するためには、さらには整備を進めてきました。そのため、

各部署の保有する空間データの互換性がなく相互に利用ができず、また、重複投資となり無駄が生じてきました。

国及び地方におけるこのような縦割りと重複投資を排していかなければならないと考えますが、GIS活用の基礎となる地図データを所管する国土交通大臣の御見解をお伺いいたします。

国務大臣（羽田雄一郎君） 政府といたしましても、地理空間情報活用推進基本計画を閣議決定するとともに、各省庁による推進会議を設置するなど、緊密な体制をつくり、一体となつてその整備に取り組んでいるところでございます。

国土交通省においても積極的にGISの活用を推進しておりまして、先ほどお話があつたように、東日本大震災に際しましては、発災直後から空中写真を撮影し公開するとともに、被災状況を反映した地図を作成するなど、GISが復旧復興支援に大きく貢献していると思っております。

今後とも、町づくりや国土づくりの中でGISの積極的な活用を進めてまいります。

吉川沙織君 今後発生の切迫性が指摘されている災害等においては、一人でも多くの命を救つたための救助活動、被災者を支援するための迅速な権限証明書の発行、復旧復興作業を早期に進めるための瓦れき撤去作業の進捗管理、その後の本格的な復旧復興など、東日本大震災の反省を踏まえ、

省庁間の縦割りを排しつつ、国、地方が連携しながら研究及び整備を進めていただきたいと思ひますし、国民の生命、身体、財産を守るために、防災行政、先ほど意識の問題も見ていただきましたし、現状もそれぞれ指摘をさせていただきました。是非、総理以下政府のリーダーシップで、国民の命を守る、住民の命を守るための政治を進めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。